

# 失効免許の手続き

## ～免許の有効期限が過ぎてしまった～

- 免許証が失効して（有効期限が切れて）から6ヶ月以内に失効免許の手続きをとれば、学科試験と技能試験が免除され新たに免許を取得することができます。
- 失効して6ヶ月を超えても、\*やむを得ない理由がある場合で失効から3年未満であれば、同様に免許を取得することができます。  
※ただし、この場合は理由がなくなってから1ヶ月以内に手続きをしなければなりません。
- また、やむを得ない理由がない場合でも失効してから6ヶ月を超えて1年未満であれば、仮免許証を取得することができます（普通、準中型、中型、大型免許を所有していた方のみ）。

問い合わせ ☎ 運転免許課試験係 ☎089-934-0110  
月曜～金曜（平日のみ）AM8:30～PM5:15

\*やむを得ない理由…入院、海外渡航、身柄拘束など。

**Ⓢ免許証の交付を受けるまでは無免許運転です!!**


住所が愛媛県であること。

※ 失効してからどのくらい経過しているか、失効した理由があるかどうかで手続きの可否や手続きに必要なものなどが変わりますので注意してください。

手続きの流れ 受付 → 適性試験（視力等） → 講習 → 免許証交付の順になります。

**受付**  
運転免許センター1階⑥番窓口 PM1:00～PM1:30  
平日のみ（土、日、祝日、12/29～1/3 除く）  
※書類作成に時間がかかりますのでPM1:00には、受付窓口にお越しください。  
住所地在松山東・松山西・松山南・伊予署管内の方は免許センターのみでの手続きになります。  
この4署管轄以外にお住まいの方は、住所地を管轄する警察署または大型交番（内子・野村・鬼北交番）でも手続きができます。ただし、免許証の交付までに約1ヶ月かかります。  
即日交付を希望される方は、免許センターで手続きをしてください。

○違反点数が累積し、拒否に該当する方等は受付しません。

|       |                                                                                     |             |                                         |                                                                                                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必要なもの | 失効後6カ月以内                                                                            |             | 失効後6カ月を超え3年以内（理由あり）                     | 失効後6カ月を超え1年以内（理由なし）                                                                                                              |
|       | 理由あり                                                                                | 理由なし        |                                         |                                                                                                                                  |
|       | ↓                                                                                   | ↓           | ↓                                       | ↓                                                                                                                                |
|       | 下記1～6                                                                               | 下記1～3および5・6 | 下記1～6                                   | 下記1～3および6                                                                                                                        |
|       |  |             | <p>※当該事情がやんでから1カ月以内に手続きをしなければなりません。</p> | <p>適性試験に合格すれば「仮免許」（普通、準中型、中型、大型免許を持っていた場合のみ）を取得できます。申請用写真は2枚必要です。<br/>手数料は申請手数料1,550円と交付手数料1,150円が必要です。<br/>「講習手数料」は必要ありません。</p> |

- 1 運転免許証
- 2 申請用写真1枚（縦3cm×横2.4cm、無帽・無背景、6ヶ月以内に撮影したもの）  
仮免許を申請する場合は2枚
- 3 本籍（国籍）記載の住民票1通（1年以内のもの。コピー不可）  
個人番号（マイナンバー）省略の住民票をご用意ください。  
個人番号が記載された住民票を提出される方は、ご本人に個人番号を黒く塗りつぶしていただきます。  
外国に居住されていて日本の戸籍を除籍されている方は滞在先の世帯主の証明等が必要です。詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。  
住民基本台帳法の適用を受ける外国人住民の方は、国籍等記載の住民票をご用意ください。
- 4 パスポート、診断書等やむを得ない理由を証明する書類  
パスポート…複数冊にまたがる場合はすべて持参してください。出入国のスタンプが押されていないなど証明ができない場合は、別途証明書をご用意してください。  
診断書等…「〇年〇月〇日から〇年△月△日まで」と入院等の期間が記載された原本をご用意してください。入院等の期間は、免許証有効期限の末日または失効後6ヶ月の末日をまたいでいることが必要です。
- 5 高齢者講習終了証明書（高齢者：70歳以上の方のみ）
- 6 手数料（下記を参照）

|     |    |                                                                                                                |        |
|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 手数料 | 申請 | 1免種につき                                                                                                         | 1,900円 |
|     | 講習 | 優良 500円<br>一般 800円<br>特定・初回 1,350円<br>高齢者（70歳以上の方）は失効免許申請までに自動車教習所で高齢者講習を受講してください。<br>講習を受けない場合、運転免許証は交付されません。 |        |
|     | 交付 | 2,050円（同時に2種類以上の免許を取得する場合は、1種類毎に200円ずつ加算されます。）                                                                 |        |

例：大型一種（1,900円）と普通自動二輪（1,900円）を取得する時は申請手数料3,800円と交付手数料2,250円（2,050円+200円）と講習手数料（最大1,350円）が必要になります。

その他

- ・ **免許証を紛失している場合**は、事前に試験係に連絡して下さい。
  - ・ 海外在住の方が一時帰国して失効免許の手続きをする場合は、必要書類等に差異がありますので、事前に試験係に連絡して下さい。
- ※ 公安委員会がやむを得ないと認めた事情がある場合は、手数料が変更となる場合があります。